○習志野市教育委員会指定管理者候補者選定委員会設置要綱

平成17年6月23日 教委告示第11号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定するため、習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年教育委員会規則第6号。以下「施行規則」という。)第5条に基づき、習志野市教育委員会指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 指定管理者の募集要項及び選定基準の策定に関すること。
 - (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

- 第3条 選定委員会の委員は、施行規則第5条第2項に定める者とする。
- 2 委員長は教育長とし、副委員長は副教育長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 選定委員会は、施行規則第5条第3項に規定する者に意見を聴こうとすると きは、委員長が委員に諮つて決定するものとする。

(資料の提出等の要求)

第5条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、説明等を求めることができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、指定管理者の選定に係る公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、 委員長が別に定める。

附則

この要綱は、公示の日から施行する。